

---

---

# AMT/NEWSLETTER

## Competition

---

2026年7月8日

### COMPETITION NEWSLETTER(2026/7)

#### Contents

---

- I. 取適法連載 第4回(勧告)
  - 1. はじめに
  - 2. 勧告制度の概要及び改正事項
  - 3. おわりに
- II. 公取委、「令和7年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」を公表
  - 1. はじめに
  - 2. 排除措置命令等の傾向
  - 3. IT・デジタル関連分野における取組
  - 4. その他の傾向
  - 5. おわりに
- III. 2026年4月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介
- IV. 事務所 News (受賞歴)

## I. 取適法連載 第4回(勧告)

弁護士 中野 雄介 / 弁護士 浅沼 泰成

### 1. はじめに

「下請代金支払遅延等防止法」(以下「下請法」という。)が改正され、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(以下「取適法」という。)とされた(以下「本改正」という。)ことにより、第1回から第3回までの連載で論じてきた各改正事項に加えて、勧告制度についても改正がなされた。本稿では、本改正によって、勧告制度がどのように変更されたかを論じる。

## 2. 勧告制度の概要及び改正事項

### (1)全体像

#### ア 下請法の下での勧告制度

下請法 7 条では、①受領拒否、支払遅延及び報復措置を現に「している」場合に当該行為をやめるべき旨等(1 項)、②減額、返品、買いたたき及び購入等強制を既に「した」場合に当該行為を是正すべき旨等(2 項)、③下請事業者の利益を害する一定の行為に係る事実がある場合に「利益を保護するため必要な措置」をとるべき旨(3 項)がそれぞれ規定されていた。このうち、①の受領拒否、支払遅延及び報復措置に係る勧告が、行為が継続している場合に限定されたものとなっていて、既に行為がなくなっている場合に勧告を行うことができないという点について、かねてより議論が重ねられてきた。

#### イ 取適法

今般、下請法が取適法に改正されるにあたって、上記の課題をはじめとするさまざまな問題に対処するため、禁止事項によって項を分けた規定となっていた下請法 7 条が改正された。具体的には、下請法 7 条を引き継いだ規定である取適法 10 条は、勧告の要件について、同条 1 項及び 2 項で定めるとおり、独禁法 7 条の規定ぶりに合わせて、委託事業者による違反行為が現にある場合と違反行為が既になくなっている場合の 2 つの区分に分けて規定している。

この改正によって、上記アで述べたとおり、上記①の受領拒否、支払遅延及び報復措置に係る勧告の内容として再発防止策等も含まれ得ることが従前より議論となっていたことに基づき、違反行為が既になくなっている場合についても、特に必要があると認めるときには、再発防止策を求める等の勧告を行うことができるように制度が改められた<sup>1</sup>。

なお、取適法の 4 条書面の交付等の義務違反については、勧告の対象とならない。この点は、下請法の 3 条書面の交付等の義務違反が勧告の対象とされていなかったことからの変更はない。

### (2)違反行為が現にある場合

取適法 10 条 1 項において、同法 5 条の違反行為が現にある場合、同条の各遵守事項に係る是正措置等をとるべき旨を勧告することができる定められている。

具体的には、例えば、

- ✓ 受領拒否(取適法 5 条 1 項 1 号)及び支払遅延(同項 2 号)に該当する行為がある場合には、受領すべき旨、代金を支払うべき旨及び(取適法 6 条 1 項の要件を満たすときには)遅延利息を支払うべき旨の勧告
- ✓ 支払遅延に該当する行為がある場合には、代金を支払うべき旨の勧告及び(取適法 6 条 1 項の要件を満たすときには)遅延利息を支払うべき旨の勧告

のような勧告を行うことが想定されている。

なお、取適法 10 条 1 項が定める「その他必要な措置」とは、同法 5 条が定める各遵守事項に係る是正措置のみに限られるものではなく、同法の目的を達成するための再発防止策等も含まれるとされている。具体的な再発防止策としては、役員・従業員に対して、取適法に係るコンプライアンス研修を実施させること等が想定される。

---

<sup>1</sup> 企業取引研究会報告書 22 頁

### (3)違反行為が既になくなっている場合

取適法 10 条 2 項では、同法 5 条の違反行為が既になくなっている場合であっても、「特に必要があると認めるとき」には、必要な措置をとるべきことを勧告することができることとされている。

「特に必要があると認めるとき」とは、取適法に違反する行為が排除されたことを確保することが必要な場合をいう。具体的には、委託事業者が再発防止策を講じていないため、再発可能性がある場合等に、「特に必要がある」と認められるとされている。

勧告の内容となる「必要な措置」としては、取適法の目的を達成するための再発防止策等が想定されている。再発防止策の具体的な内容としては、(2)と同様に、役員・従業員に対する取適法に係るコンプライアンス研修を実施させること等が想定される。その他にも、支払遅延に該当する行為が既になくなっている場合において、取適法 6 条 1 項の遅延利息の支払がされていないときには、遅延利息を支払うべき旨の勧告ができると考えられている。

違反行為が既に終わっているにもかかわらず、違反行為が現に行われている場合と同様に、違反行為を行った委託事業者に対して、再発防止策を求める勧告を行うことが認められているのは、再発防止策がとられなければ、違反行為が再発する可能性があるため、勧告によって再発防止策を求める必要があると考えられていることに基づいている。

### (4)勧告の対象となる主体

取適法の下では、組織再編等により、委託事業者の法人格に変更があった場合や製造委託等がなされた後に資本金基準又は従業員基準を満たさないこととなった場合<sup>2</sup>であっても勧告の対象となると考えられている。

すなわち、取適法 10 条では、上記(2)の違反行為が現にある場合(1 項)及び上記(3)の違反行為が既になくなっている場合(2 項)に共通して、違反行為をした事業者に加えて、

- ① 委託事業者が合併により消滅した場合にあっては合併後存続し、又は合併により設立された法人
- ② 委託事業者の分割により当該行為に係る事業の全部又は一部の承継があった場合にあっては当該事業の全部又は一部を承継した法人
- ③ 委託事業者の当該行為に係る事業の全部又は一部の譲渡があった場合にあっては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

も勧告の対象とされている。

なお、委託事業者及び中小受託事業者該当性は、製造委託等の時点を基準時として判断されるため、製造委託等を行った後、資本金の額若しくは出資の総額又は常時使用する従業員の数の変動が生じたことによって、資本金基準又は従業員基準を満たさないこととなった場合であっても、違反行為をした委託事業者には勧告が出される可能性があることとなる。

<sup>2</sup> 製造委託等がなされた後に資本金基準又は従業員基準を満たさないこととなった場合についても勧告の対象となることは、必ずしも取適法の規定によって明らかになるものではないが、公正取引委員会によってそのような解釈が示唆されている。

公正取引委員会「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則」等の整備について(2026年10月1日)別紙2「意見の概要及びそれに対する考え方」No.21

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000300155>

### 3. おわりに

下請法の勧告件数は、過去 5 年間に於いて、下表のとおり増加傾向をたどっている<sup>3</sup>。上記のとおり、今般の改正によって、公正取引委員会は、受領拒否、支払遅延及び報復措置について、違反行為が現にある場合だけでなく、既に行為はなくなっているものの、過去に行為を行ったことが認められた場合にも勧告を行うことができることとなった。その結果、勧告の対象となる範囲が改正前よりも広がっているため、今後も取適法に関する勧告の執行状況については引き続き注視していくことが求められる。

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
勧告	4	6	13	21	39
中小企業庁長官からの措置請求に基づく勧告	1	0	0	1	9
新規の自発的申出件数	32	23	39	32	53
処理した自発的申出件数	34	20	39	36	49

以上

---

<sup>3</sup> 公正取引委員会「令和 7 年度における取適法の運用状況及び中小事業者等の取引適正化に向けた取組」(2026 年 6 月 10 日)  
[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260610\\_honbun.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260610_honbun.pdf)

## II. 公取委、「令和7年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」を公表

弁護士 白杵 善治 / 弁護士 井上 貴嗣

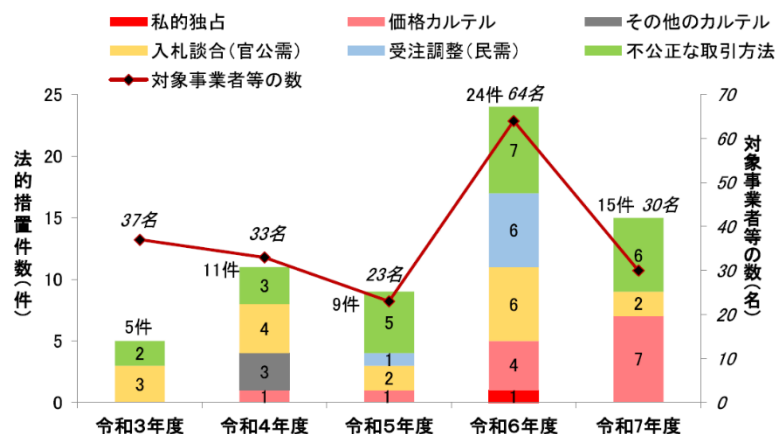
### 1. はじめに

令和8年6月8日、公正取引委員会(以下「公取委」という。)より、「令和7年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」(以下「本公表資料」という。)が公表された<sup>4</sup>。本公表資料によれば、令和7年度における法的措置<sup>5</sup>の件数は、令和6年度に比べて減少したものの、過去5年の中で2番目に多く、公取委が独占禁止法の執行を引き続き活発に行っている傾向が認められる。

具体的には、排除措置命令が令和6年度の21件(61名の事業者)から11件(26名の事業者)へ、課徴金総額が昨年度の37億604万円から95億5,373万円へ、課徴金減免制度が適用された件数が昨年度の16件(53名の事業者)から8件(14名の事業者)へと変化しており、また、事案も、価格カルテル、入札談合、不公正な取引方法の各違反類型を取り上げるとともに、執行対象の事業もデジタル分野から、食品関係、小売業関係等まで、多岐にわたっている。以下、公表された公取委の独占禁止法違反事件の処理状況についてコメントすることとしたい。

### 2. 排除措置命令等の傾向

令和7年度は、価格カルテル7件、入札談合2件、不公正な取引方法2件の合計11件の排除措置命令と、優越的地位の濫用2件、再販売価格の拘束1件、その他の拘束・排除条件付取引<sup>6</sup>1件の合計4件の確約計画の認定<sup>7</sup>、合計15件の法的措置が行われ、令和6年度の合計24件よりも減少する結果となった<sup>8</sup>。



(出典:本公表資料 2頁)

<sup>4</sup> [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260608\\_kanki1.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260608_kanki1.pdf)

<sup>5</sup> 法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

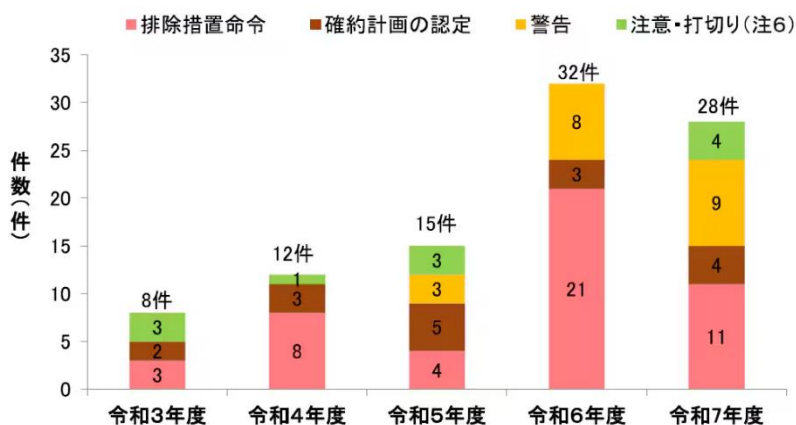
<sup>6</sup> その他の拘束・排他条件付取引とは、再販売価格の拘束以外の拘束・排他条件付取引を指す(以下同じ。)

<sup>7</sup> 確約計画の認定は、確約手続に係る通知を受けた事業者から申請された確約計画を公取委が認定するという、独占禁止法に基づく行政処分である。公取委は、認定した確約計画に従って確約計画が実施されていない等の場合には、当該認定を取り消し、確約手続に係る通知を行う前の調査を再開することとなる。

<sup>8</sup> 本公表資料において、私的独占と不公正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類されている。

令和 7 年度における法的措置のうち特筆すべき点は、複数の価格カルテルや入札談合への厳正な措置がなされたことである。トレーラの製造販売業者が、原材料費の高騰を契機として販売価格のカルテルを行った事案<sup>9</sup>においては、違反事業者 1 社に対し、約 33 億円の課徴金納付命令がなされた。また、大手の広告関連業者らが、東京 2020 オリンピック・パラリンピック関連業務の入札において受注調整等を行った事案<sup>10</sup>においては、違反事業者 7 社に対し、合計約 31 億円の課徴金納付命令がなされた。

このほかに特筆すべき点としては、まず、確約手続の対象である不公正な取引方法について 2 件の排除措置命令が出されている点がある。確約手続の黎明期である令和元年度には、不公正な取引方法に対する排除措置命令が 2 件出されているものの、楽天株式会社に対する件<sup>11</sup>で確約計画を認定して以降しばらくの間は、不公正な取引方法については、専ら確約手続が利用されてきた。そのため、令和 6 年度において、5 件もの排除措置命令が出されたことは注目に値するものであったが、この傾向は令和 7 年度においても継続している。また、15 件の法的措置に加えて、さらに 9 件の警告事案がある点にも着目したい。この 9 件の中には、価格制限効果が明らかな価格カルテルに関する事案が 2 件あることが特徴的である。なお、公取委の優越的地位濫用事件タスクフォースが中心となって、優越的地位の濫用の疑いがある事案 4 件についても警告が行われた。



(出典: [本公表資料](#) 3 頁)

### 3. IT・デジタル関連分野における取組

公取委は、令和 7 年度においても、IT・デジタル関連分野について、イノベーションが阻害されないように迅速に競争状況を回復する目的で、排除措置命令のみならず、確約計画の認定や自発的な措置の申出によって審査を終了させる等の措置を行う等、各事案に応じた効果的な措置を実施した。

たとえば、Google LLC が特定のAndroid・スマートフォンメーカー及び特定の移动通信事業者に対し、他の一般検索サービス事業者の検索機能を特定Android・スマートフォンに実装させないようにしていた事案<sup>12</sup>においては、Google LLC が同行為をとりやめ、独立した第三者に 5 年間履行状況を監視させること等を内容とする排除措置命令がなされた。また、ビザ・ワールドワイド・ピーティーイー・リミテッドがクレジットカード事業者等に対し、購入日又はオーソリ

<sup>9</sup> [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/sep/250924\\_yonjyo.tore-ra.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/sep/250924_yonjyo.tore-ra.html)

<sup>10</sup> [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jun/250623\\_daiichi.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jun/250623_daiichi.html)

なお、課徴金納付命令時の課徴金額は総額 33 億 2592 万円であったが、罰金調整の結果、31 億 7592 万円となった。

<sup>11</sup> <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/oct/191025.html>

<sup>12</sup> [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/apr/250415\\_digjiyo.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/apr/250415_digjiyo.html)

ゼーション<sup>13</sup>が行われる日から一定日数以内に売上データを送信する場合には、決済処理において優遇レートを適用していたところ、ビザ・ワールドワイドが提供する取引処理ネットワークにより生成される取引識別子<sup>14</sup>を含むオーソリゼーションが行われる日から一定日数以内に送信する場合にのみ優遇レートを適用するように変更した事案<sup>15</sup>においては、両方の場合に優遇レートを適用し、その内容を関係当事者に周知徹底し、第三者の監視を受ける等の確約計画の認定を申請したところ、公取委は、これらの確約計画が独占禁止法上の認定要件に該当すると認め、当該確約計画を認定した。

このように、公取委は、各事案の内容を踏まえて、迅速かつ効果的な処理を行うことにより、競争秩序の早期回復を図ることを企図している。また、公取委は、IT・デジタルタスクフォースを設置し、当該分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に、専門的な検討・分析、効率的な調査を実施しており、令和7年度においては103件の情報を受け付けた。

IT・デジタル関連分野における情報受付件数					
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
情報受付件数	140	139	83	110	103

(出典:本公表資料 17頁)

#### 4. その他の傾向

課徴金減免申請件数は、182件と昨年度の109件に比べて増加し、引き続き多くの申請がなされている。また、課徴金減免制度が適用された事業者数は14事業者、法的措置件数は8件と令和6年度の53事業者、法的措置件数16件よりは減少している。

課徴金減免申請件数の推移						
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	累計
申請件数	52	22	156	109	182	1,864

(出典:本公表資料 5頁)

また、令和2年に公取委への調査への協力度合いに応じた課徴金の減額を認める調査協力減算制度が制定されているところ、令和7年度においては5事件6名の事業者(令和6年度においては13事件計29名の事業者)に対し同制度の適用がなされ、課徴金が減額されている。

さらに、人材確保や賃上げのために人件費が高騰し、事業者にとって厳しい状況となっているところ、大手小売業者が

<sup>13</sup> クレジットカード等が利用可能であること等を確認する手続のこと

<sup>14</sup> オーソリゼーション過程において、Visaカードによる各取引に割り当てられる一意の識別子のことであり、売上げ、返金、取消等の取引全体のライフサイクル管理に用いられるものである。この取引識別子は、ビザ・ワールドワイドが提供する取引処理ネットワークにより生成されるものであるため、ビザ・ワールドワイドによる行為により、クレジットカード事業者がビザ・ワールドワイド以外の事業者が提供する取引処理ネットワークを利用する場合には、特定の業種区分の取引に関して優遇レートの適用を受けることができない状況となった。

<sup>15</sup> [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jul/250722\\_daisan.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jul/250722_daisan.html)

納入業者に対して従業員等を派遣させて商品陳列作業等は無償で行わせていた事案について、3 件の警告と 7 件の注意が行われた。

このほか、卸売業者等による協賛金等の負担の要請行為、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の急激なコスト上昇を受けた受注サイドの事業者からの価格転嫁の要請に対して、発注サイドの事業者が受注サイドの事業者と十分に協議することなく、一方的に、従来どおりに取引価格を据え置く行為、荷主と物流事業者との取引における荷主の行為等について注意が行われた。

## 5. おわりに

冒頭にも述べたとおり、令和 7 年度の法的措置の件数は、令和 6 年度に比べて減少したものの、過去 5 年の中で 2 番目に多い件数である。公取委は、インフレ傾向のなかにある企業活動に対し、独占禁止法の執行を引き続き活発に行っている傾向が顕著といえる。企業側としては、価格転嫁や製品・サービスの値上げが独占禁止法に照らして問題ない形で行われているか、改めて確認することが必要と思われる。

また、令和 4 年度は 0 件であった警告等の件数が、令和 5 年度は 3 件、令和 6 年度は 8 件、令和 7 年度は、9 件(価格カルテル 2 件、優越的地位の濫用 4 件、不当廉売 1 件、抱き合わせ販売等 1 件、競争者に対する取引妨害 1 件)と増加しており、今後も同様の傾向が続くことが予想される。警告は、違反認定こそされないが、独占禁止法違反のおそれがあるものとして公表の対象となるため、事業者にとってはレピュテーションの観点から重い手続となる。したがって、このような動きについても引き続き留意が必要であると考えられる。

以上

### Ⅲ. 2026年4月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2026年4月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ 欧州委員会の公表した新たな企業結合ガイドライン草案  
2026年6月(共著:[ムシス バシリ](#)、[小坂 惇](#)) 商事法務 CODE
- ◆ Q&A BtoCビジネスと企業の法実務対応 消費者庁所管主要9法令から理解する  
2026年5月(共著:[橋本 康](#)) 有斐閣
- ◆ 書評－滝澤紗矢子ほか編『優越的地位濫用規制の現在地と新展開－デジタル時代の搾取規制』  
2026年5月(著:[中野 雄介](#)) 有斐閣 ジュリスト 5月号
- ◆ 公取委「知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」を公表  
2026年4月(著:[西山 洋祐](#)、[吉田 崇裕](#)) 商事法務 CODE

## IV. 事務所 News (受賞歴)

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体による最新のランキングにおいて、前年度に引き続き、競争法を含め多数の分野にて最高位(Band 1/Tier 1)にランクインしました。代表的なランキングである Chambers Asia-Pacific の競争法分野の個人部門においても、当事務所の弁護士が 6 名ランクインしており、ランクインした弁護士の人数は、日本の法律事務所では最多となっております。

- ◆ The Best Lawyers in Japan™・Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ (2027 Edition)

[江崎 滋恒](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[臼杵 善治](#)、[鈴木 剛志](#)、[矢上 浄子](#)、[小島 諒万](#)、[西向 美由](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

- ◆ The Legal 500 Asia Pacific 2026

[中野 雄介](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

- ◆ Chambers Asia-Pacific 2026

[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

- ◆ 日本経済新聞 - 2025 年 企業法務税務・弁護士調査 弁護士ランキング

[中野 雄介](#)、[矢上 浄子](#)

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
    - 弁護士 中野 雄介 ([yusuke.nakano@amt-law.com](mailto:yusuke.nakano@amt-law.com))
    - 弁護士 浅沼 泰成 ([taisei.asanuma@amt-law.com](mailto:taisei.asanuma@amt-law.com))
    - 弁護士 臼杵 善治 ([yoshiharu.usuki@amt-law.com](mailto:yoshiharu.usuki@amt-law.com))
    - 弁護士 井上 貴嗣 ([takashi.inoue@amt-law.com](mailto:takashi.inoue@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

本記事(または本記事の一部)は商事法務 CODE にも掲載しています。